1. 森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合における調査基準価格の算出方法

森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合における調査基準価格については、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知)の2(3)の業種区分により、以下のとおり算出する。

また、1つの外注する業務の中に複数の業種が混在する場合(林道・治山の実施設計の例:「測量」と「建設コンサルタント(土木関係)」の組合わせ。地すべり実施設計の例:「測量」と「建設コンサルタント(土木関係)」と「一般調査」の組合わせ。など)は、それぞれの業種区分に応じ調査基準価格を算出した上で、合算し調査基準価格とする。

							【参考】
業種区分	1	2	3	4	下限	上限	主な業務(外注 業務内容で適宜 組合せする)
測量	直接測量費の額	測量調査費 の額	諸経費の額 に10分の4.8 を乗じて得 た額	_	10分の6	10分の8.2	測量
建設コンサルタント (建築関係) 及建築士事務所	直接人件費 の額	特別経費の 額	技術料等経 費の額に10 分の6を乗じ て得た額	諸経費の額 に10分の6を 乗じて得た 額	10分の6	10分の8	
建設コンサルタント(土 木関係) 及計量証明	直接人件費の額	直接経費の 額	その他原価 の額に10分 の9を乗じて 得た額	一般管理費 等の額に10 分の4.8を乗 じて得た額	10分の6	10分の8	施設設計、 流域別調査、 全体計画、 地すべり解析 など
地質調査 (一般調査を含 む。算定は①,② ,④)	直接調査費の額	間接調査費 の額に10分 の9を乗じて 得た額	解析等調査 業務費の額 に10分の8を 乗じて得た 額	諸経費の額 に10分の 4.8を乗じて 得た額	3分の2	10分の8.5	*´-リング、地すべり移動量調査のみで解析をしないもの
土地家屋調査、補償コンサルタント、不動産鑑定及び司法書士	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価 の額に10分 の9を乗じて 得た額	一般管理費 等の額に10 分の4.5を乗 じて得た額	10分の6	10分の8	

- (注)業種区分の建設コンサルタント(土木関係)の②直接経費の額については、労務 費を含む。
- ※1 表の①から④までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量及び地質調査を除く請負契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

- ※2 一つの外注する業務については、その業務内容を業種区分に応じ区分し、業種 区分毎に調査基準価格を算出(※1)した上で、合算し外注業務の調査基準価格 とする。
- 2. 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる 全ての資料の提出を求めるものとする。

様式1 当該価格により入札した理由

様式2 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書

様式2-1 一般管理費等内訳書

様式3 当該契約の履行体制

様式4 手持ちコンサルタント業務等の状況

様式4-1 手持ち業務の人工

様式 5 配置予定技術者名簿

様式5-1 直接人件費内訳書

様式6 手持ち機械等の状況 (測量・地質調査業務に限る)

様式7 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

- ・再委託先からの見積書(再委託先の押印があるもの)
- ・過去3ヵ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3ヵ月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し
- 3. 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要
- (1)技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書(履行確実性の審査に必要な部分に限る。)、本文14の(1)のアのヒアリング及び2の追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。

なお、ヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがあることに 留意すること。

- (2)履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)配置予定技術者(照査予定技術者を除く。以下同じ。)に適正な報酬が支払われることになっているか、c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a)からd)までの各項目ごとに審査した上で、5段階(A~E)で総合的に評価する。
- (3)審査の目安は、次のとおりとする。
  - a)業務内容に対応した費用が計上されているか。

審査内容様式		審査の目安		
直接人件費、直	様式1	○業務内容に応じて、全て必要額※以上を確保		
接経費、技術経	様式2	している又は必要額を下回った費用について		
費、諸経費等が	様式2-1	はその理由が明確である。		
必要額を確保し	様式5-1	×必要額を下回った費用に関する理由が明確で		
ているかを審査	様式6	ない。		
する。		×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通		
		じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分		

でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変
更がある場合は、提出資料が不備であるとして
「×」とする。)

※ 必要額は、1の表 業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計 令第85条の基準の取扱いについて」(平成6年4月19日経第750号)に基づいて算 出される、調査基準価格算出の基礎となった①~④のそれぞれの項目に記載された 額とする。

## b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

審査内容	様式	審査の目安		
配置予定技術者	様式3	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われ		
への適正な報酬	様式5	ている報酬が会社等において定められた額以		
の支払いが確保	様式5-1	上を確保している又は必要額を下回っていて		
されているか。	過去3ヵ月分の	も理由が明確である。		
	給与明細書、賃	×明確でない。		
	金台帳及び法定	×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通		
	福利費(事業者	じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分		
	負担分)の負担	でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変		
	状況が確認でき	更がある場合は、提出資料が不備であるとして		
	る書面の写し	「×」とする。)		
配置予定技術者	様式4	○業務内容に応じて、人工が必要人工(標準案)		
の人工が適正で	様式4-1	を確保している又は人工が必要人工(標準案)		
あるか	様式7	を下回っているがその理由が明確である。		
		×人工が必要人工(標準案)を下回っており、		
		その理由が明確でない。		
		×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通		
		じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分		
		でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変		
		更がある場合は、提出資料が不備であるとして		
		「×」とする。)		

上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目b)の審査結果を「○」とし、 それ以外を「×」とする。

## c) 品質管理体制が確保されているか。

審査内容	様式	審査の目安
照查予定技術者	様式3	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われ
への適正な報酬	様式5	ている報酬が会社等において定められた額以
の支払いが確保	様式5-1	上を確保している又は必要額を下回っていて
されているか。	過去3ヵ月分の	も理由が明確である。
	給与明細書、賃	×明確でない。
	金台帳及び法定	×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通
	福利費(事業者	じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分
	負担分)の負担	でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変
	状況が確認でき	更がある場合は、提出資料が不備であるとして
	る書面の写し	「×」とする。)
照查予定技術者	様式4	○業務内容に応じて、人工が必要人工(標準案)
の人工が適正で	様式4-1	を確保している又は人工が必要人工(標準案)

様式7	を下回っているがその理由が明確である。
	×人工が必要人工(標準案)を下回っており、
	その理由が明確でない。
	×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通
	じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分
	でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変
	更がある場合は、提出資料が不備であるとして
	「×」とする。)
	様式 7

上記の2つの内容のいずれも「〇」の場合は、項目 c )の審査結果を「〇」とし、 それ以外を「 $\times$ 」とする。

※ 照査技術者の配置が義務付けされていない場合には、配置予定技術者が成果品の 品質に対する全面的な責務を負うこととなることからb)の審査で代替する。

## d) 再委託への支払いは適正か。

審査内容	様式	審査の目安
再委託業務内容	様式2	○業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明
を再委託先が確	様式3	確である。
認しているか。	様式5-1	×明確でない。
	再委託先見積書	×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通
		じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分
		でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変
		更がある場合は、提出資料が不備であるとして
		「×」とする。)

※ 再委託するものがなく、すべての自社にて実施する旨の説明があった場合には、 更に業務内容に対応した費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払い について厳格な審査が必要であることに鑑み、a)及びb)の審査結果を参考に、 再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

- (4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。
  - ① 調査基準価格以上の価格で申し込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする。
  - ② 調査基準価格を下回る価格で申し込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、(2) a から d での審査項目を(3)の審査の目安に沿って評価した結果、「〇」と審査した項目数に応じて、次の表の「〇」と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

「○」と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	В	0.75
2	С	0. 5
1	D	0. 25
0	Е	0